

主 文

上告人の被上告人 B 1 に対する上告を棄却する。

上告人の被上告人 B 2 株式会社に対する上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人正木孝明の上告理由について

不動産の仮差押命令の申立て及びその執行が、当初からその被保全権利が存在しなかったため違法であり、債務者に対する不法行為となる場合において、債務者が、仮差押解放金を供託してその執行の取消しを求め、金融機関から資金を借入れ、あるいは自己の資金をもってこれに充てることを余儀なくされたときは、仮差押解放金の供託期間中に債務者が支払った右借入金に対する通常予測し得る範囲内の利息及び債務者の右自己資金に対する法定利率の割合に相当する金員は、右違法な仮差押命令により債務者に通常生ずべき損害に当たると解すべきである。

本件についてこれをみるのに、原審の適法に確定したところによれば、

(一) 上告人の被相続人である D は、自己の所有する土地を被上告人 B 1 が無断で処分したため一億一二七〇万五〇〇〇円の損害を被ったとして、その賠償請求権を被保全権利として、同被上告人所有の土地について仮差押命令の申立てをし、平成二年二月八日に仮差押命令を得てこれを執行した。

(二) しかしながら、右被保全権利は存在せず、D はそれを知りながら前記仮差押命令を申請したものであって、右は被上告人 B 1 に対する不法行為に当たる。

(三) 被上告人 B 1 は、右違法な仮差押命令の執行を取り消すため、平成二年四月九日、右仮差押命令において定められた仮差押解放金一億一二七〇万五〇〇〇円を供託し、同四年七月一七日まで供託を続けざるを得なかった。

(四) 同被上告人は、右仮差押解放金のうち一億一〇〇〇万円を信用組合 E から

の借入れによって調達し、これに対する平成二年四月九日から同四年七月一七日までの年七・七五パーセントないし九・二五パーセントの割合による約定利息合計二二三六万九千九百三十二円の支払を余儀なくされた。

(五) また、同被上告人は、右仮差押解放金のうちその余の二七〇万五〇〇〇円は自己資金をもって充てたが、これに対する平成二年四月九日から同四年七月一七日までの民事法定利率年五分の割合による金員の額は三〇万七千五百四十四円である。

(六) 一方、右期間の仮差押解放金の供託に係る利息の額は一六九万〇五〇〇円であり、これを右(四)(五)の合計額二二六万七千七百四十六円から控除すると、その差額は二〇九万八千六百九十六円となる。

というのであり、右(四)記載の信用組合Eからの借入金についての年七・七五パーセントないし九・二五パーセントの割合による約定利息は、通常予測し得る範囲内のものというべきである。

そうであれば、右事実関係の下において、右(六)の二〇九万八千六百九十六円は、Dの前記違法な仮差押命令の申立てに基づく執行により通常生ずべき損害に当たるものといえることができ、以上と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、独自の見解に基づいて原判決を非難するものにすぎず、採用することができない。

なお、本件上告について提出された上告状及び上告理由書には上告人の被上告会社に対する上告理由の記載がないから、被上告会社に対する上告は不適法として却下すべきである。

よって、民訴法四〇一条、三九九条ノ三、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 千 種 秀 夫

裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	大	野	正	男
裁判官	尾	崎	行	信